

事例14 高齢受給者(70歳以上)入院外(一般所得)(マル長)(S19.4.1までに生まれた方)

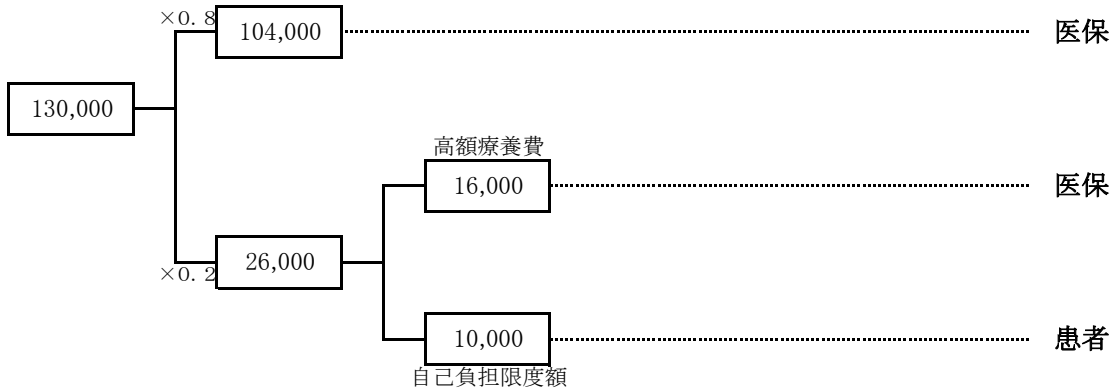
国保

訪問看護療養費明細書										6 訪問	1 国	2 2 併	8 高齢一
—									—	保険者番号			
公費負担者番号①	8	0						公費負担医療の 受給者番号①		保険 実日数			
公費負担者番号②								公費負担医療の 受給者番号②		公費①			
氏名									特記				
職務上の事由									02 長				
合 計	保険	請求 円	※ 決 定 円	負担金額 円		※高額療養費 円							
	公費①	130,000		10,000									
	公費②	130,000		10,000		※公費負担金額 円		備考					
							※公費負担金額 円						

※ 医療費の1割が自己負担限度額を超える場合

【療養の給付】 →高額療養費が発生しているため、「保険」の「負担金額」欄に支払を受けた一部負担金額(現物高額適用後の患者窓口負担額)を記載

→この事例では、02長が提示されているので、その限度額=10,000円が現物高額限度額となり、その適用により、患者の窓口負担は10,000円となる



〈保険〉70歳以上 国保 定率2割

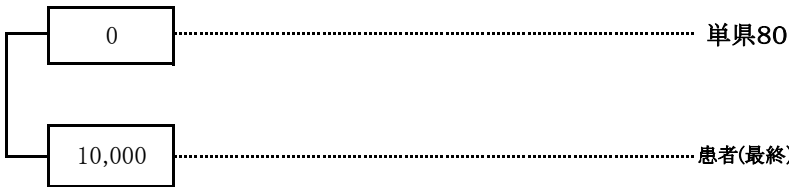
〈高齢受給者証〉 定率2割(75歳到達まで特例措置1割)
(一般)自己負担限度額=12,000円

〈高額療養費〉特定疾病受療証(マル長)高額限度額 10,000円

〈公費①〉単県80 定率1割 一般(一部負担上限額 12,000円)

高額療養費
(130,000円×0.2) - 10,000円=16,000円

合計	
医療	120,000 円
(高額再掲	16,000 円)
患者	10,000 円
単県80	0 円
患者(最終)	10,000 円



→単県80の上限額が12,000円(一般)の為、単県80の給付なし
(ただし、単県80の受給者証の提示があった場合、レセプトに記載)

※なお、S19.4.2以降に生まれた方についてのレセプトの記載例も上記と同様である。